

繁茂竹林整備事業実施要領

制定 平成 27 年 3 月 31 日付け平 26 森林整備第 1087 号
改正 平成 31 年 3 月 29 日付け平 30 森林整備第 997 号
改正 令和 2 年 4 月 15 日付け令 2 森林整備第 42 号
改正 令和 2 年 11 月 2 日付け令 2 森林整備第 555 号
改正 令和 7 年 3 月 31 日付け令 6 森林整備第 1072 号

(趣旨)

第 1 この要領は、やまぐち森林づくり県民税を活用した繁茂竹林整備事業（以下「事業」という。）を実施するため必要な事項を定める。

(目的)

第 2 繁茂竹林の伐採、広葉樹の植栽及び再生竹の除去等により、自然林への回復を誘導することで、森林の有する多面的機能の発揮を図る。

(対象森林の要件等)

第 3 事業の対象となる事業内容及び対象森林の要件等は、別表に定めるとおりとする。

(事前調査)

第 4 農林水産事務所または農林事務所の長（以下「所長」という。）は、当年度に事業の実施を予定する箇所について、事業実施に必要な事項を自ら調査する他、委託契約を締結し調査することができる。

(協定の締結)

第 5 所長は、第 4 の事前調査結果に基づいて、第 3 の別表に規定する繁茂竹林の伐採等を実施する場合、森林活力再生対策実施要綱第 6 の規定による協定（別記第 2 号様式）を締結する。

2 前項の協定期間は、協定締結日から 9 年を経過した日の属する年度の末日までとする。

3 所長は、第 4 の事前調査結果に基づいて、第 3 の別表に規定するフォローアップを実施する場合、別記第 3 号様式により、締結済みの協定関係者全員の同意を得る。

(事業の実施)

第 6 所長は、第 5 の 1 項の協定を締結した場合又は第 5 の 3 項の同意を得た

場合、繁茂竹林整備事業実施設計書を作成し、委託契約を締結して事業を実施する。

- 2 所長は、1 項の委託契約を締結したときは、当該契約の概要（工期、受託者名、連絡先等）を協定者に通知する。

（再委託の承認）

- 第 7 所長は、受託者から再委託承認申請書（別記第 3 号様式）が提出された場合には、競争入札等審査会において、その内容を審査し、適当と認められる場合は、再委託承認書（別記第 4 号様式）を交付する。

（実施状況報告等）

- 第 8 受託者は、毎月 20 日現在の進捗状況を繁茂竹林整備事業業務進捗状況報告書（別記第 5 号様式）により所長に報告する。
- 2 所長は、前項の進捗、契約締結及び事業費の変更状況等を取りまとめ、毎月末日までに別記第 6 号様式により農林水産部長に報告する。

（事業の繰越）

- 第 9 所長は、事業が年度内に完了しないとき又は事業の遂行が困難になったときは、予定期間の完了する 45 日前までに、期間延伸協議書（別記第 7 号様式）を農林水産部長に提出しなければならない。
- 2 農林水産部長は、事業の繰越を決定した後、繰越期間等の結果を所長に通知する。

（実績報告）

- 第 10 所長は、事業が完了したときは、協定者に通知するとともに、繁茂竹林整備事業実績報告書（別記第 8 号様式）を作成し、事業を実施した翌年度の 4 月末日までに農林水産部長に提出する。

（台帳の整備等）

- 第 11 所長は、事業を実施した森林の所在、協定者等について記入した竹林整備台帳（別記第 9 号様式）を作成し、協定期間中保管する。
- 2 所長は、前項の規定により台帳を作成した場合は、その写しに竹林整備台帳一覧表（別記第 10 号様式）を添付し、遅滞なく農林水産部長に提出するとともに、一覧表を市町長へ送付する。
- 3 所長は、台帳の記載事項に変更が生じた場合は、前項に準じ、その都度整理する。

(森林以外への転用等)

第 12 所長は、協定書第 7 条に基づき、森林所有者から転用届（別記第 9 号様式）が提出された場合には、その内容を審査し、その目的が公共用等で公益上やむを得ないものと判断される場合は、協定書第 12 条に規定する森林整備に要した費用（以下「費用」という。）の返還を請求しない。

2 所長は、前項の場合には、転用届受理書（別記第 12 号様式）を交付する。

3 所長は、森林所有者が、対象森林の権利を第三者に譲渡しようとする場合は、あらかじめ協議を行った上で、継承届（別記第 13 号様式）を提出させる。

(費用の返還)

第 13 所長は、森林所有者から提出された転用届の内容が、第 12 の 1 項に定める公益上やむを得ないと判断される場合以外又は無届けで転用された場合は、森林所有者に対して、転用面積に見合う費用の返還を請求できる。

2 所長は、前項の費用の請求にあたり、事前に森林所有者から意見を聴取するとともに、森林所有者の同意の上、納付通知書を送付し納入させる。

3 所長は、第 12 及び前項の規定により、転用届の受理及び費用の返還手続きを行った場合は、速やかに転用報告書（別記第 14 号様式）を農林水産部長に提出する。

(関係書類の整備・保存)

第 14 所長は、この事業に関する一切の状況を明らかにする関係書類を、協定期間が終了した翌年度から起算して 5 年間適正に保存する。

(その他)

第 15 この要領に定めるもののほか、この要領の施行について必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(竹繁茂防止緊急対策事業実施要領の廃止)

2 竹繁茂防止緊急対策事業実施要領（平成 17 年 9 月 1 日付け平 17 森林整備第 770 号農林部長通知。以下「旧要領」という。）は廃止する。

(経過措置)

- 3 附則第2項の規定による廃止前の旧要領の規定に基づく事業については、
なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和2年4月15日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和2年11月2日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

別表

区分	事業内容	対象森林	事業主体
繁茂竹林の伐採等	繁茂竹林の伐採、広葉樹の植栽及び当該施行地における最長3カ年の再生竹の除去等	森林法（昭和26年法律第249号）第5条に規定する森林で、次の要件を全て満たす森林 ○私有林 ○竹の侵入率※概ね30%以上の森林 ○概ね0.50ha以上	県
フォローアップ	最長3年間の再生竹の除去及び広葉樹の植栽等	繁茂竹林整備事業完了地であって、再生竹の発生等により、自然林への回復が困難と判断される森林	

※ 竹の侵入率＝竹の成立本数／（竹以外の樹木の成立本数＋竹の成立本数）

繁茂竹林整備事業の実施に関する協定書

（目的）

第1条 山口県（以下「甲」という。）及び森林所有者〇〇〇（以下「乙」という。）は、第3条に掲げる森林等の有する水源のかん養や山地災害防止等の多面的機能を保全することを目的に、この協定を締結する。

（協定の期間）

第2条 この協定の期間（以下「協定期間」という。）は、 年 月 日から 年 月 日までとする。

2 この協定の目的達成のため、特に必要のある場合には、甲乙協議の上、この協定を更新することができる。

（協定の対象とする森林等）

第3条 この協定の対象とする森林等（以下「対象森林」という。）の所在等は、次に掲げるとおりとする。

所 在 地	林小班	森林の現況	備考

注：備考欄には、林小班がない箇所に係る地目を記載すること。

（森林の整備）

- 第4条 甲は、乙の所有する前条の対象森林について、次の整備を行う。
- （1）人工林又は天然林に侵入した竹及びこれに隣接する竹林の一体的な伐採。
なお、必要に応じて広葉樹の植栽ができるものとする。
 - （2）前号の箇所における伐採年度の翌年度から最長3カ年間継続した再生竹の除去。
 - （3）対象森林の区域内における伐採した竹の整理。
ただし、乙が自らの責任と費用で、伐採した竹を搬出・利用する場合はこれを妨げない。
 - （4）前各号の内容を実施するために必要な作業。

（費用の負担）

第5条 前条の整備に要する費用は、甲が負担する。

(甲の責務)

第6条 甲は、整備の実施後、速やかに乙に報告する。

(乙の責務)

第7条 乙は、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 甲が行う森林整備に協力し、その施行を妨げないこと。
- (2) 協定期間中は、甲が行う第4条の森林整備完了後の再生竹除去等、施行地を適切に管理すること。
- (3) 協定期間中は、対象森林を森林以外に転用しないこと。
なお、やむを得ず転用する必要がある場合は、あらかじめ甲へ書面で届け出ること。
- (4) 甲が整備中又は整備を行ったことを示す標示板等の設置を申し出たときは、乙は協定期間中その設置を認めること。

(助言及び指導)

第8条 甲は、この協定の目的達成のため、対象森林の取り扱い等について、必要に応じて乙に対する助言及び指導に努める。

(災害等による損害)

第9条 対象森林が、自然災害により立木その他に損害を生じた場合については、甲はその責任を負わない。

(協定の承継等)

第10条 乙は、対象森林の権利を第三者に譲渡しようとするときは、当該第三者にこの協定を承継させる。

- 2 乙は、対象森林の権利を第三者に譲渡しようとするときは、あらかじめその旨を甲に通知し、協議しなければならない。
- 3 乙は、協定期間中に氏名又は住所に変更があった場合又は次条に定める事項が生じた場合は、速やかに甲に書面で届け出るものとする。

(特別な事情による協定の失効等)

第11条 次の各号においては、この協定は対象森林の全部又は一部についてその効力を失う。

- (1) 対象森林の全部又は一部が、公用、公共用又は公益事業の用に供される等、やむを得ない理由により転用されるとき。

(2) 火災、天災その他当事者の責に帰し得ない事由により対象森林の全部又は一部が滅失したとき。

(協定に違反した場合の措置)

第12条 甲は、乙が第7条に違反したときは、第4条の森林整備に要した費用全額の返還を求めることができる。

(乙の協力)

第13条 乙は、次の事項について協力するものとする。

- (1) 甲の申し出により、ボランティアによる軽微な作業や森林体験、学習活動等に対象森林を使用すること。
- (2) 伐採された竹材や発生した筍などの資源の有効活用に努めること。
- (3) 甲や第三者からの申し出により、竹材等を搬出・利活用すること。なお、この場合の竹材は無償で提供するものとする。

(協議)

第14条 この協定に関し疑義の生じた事項又はこの協定に定めのない事項については、甲及び乙が協議の上、定める。

上記協定を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

年 月 日

(甲) 山口県
山口県知事

(乙) 住 所
氏 名

別記第2号様式（第5関係）

第 号
年 月 日

（協定関係者） 様

山口県知事 印

繁茂竹林整備事業の実施に関する協定書の一部変更について

このことについて、 年 月 日付けで締結した協定の一部を下記
のとおり変更したいので、協定書第14条の規定により協議します。

一部変更に同意いただける場合は、 年 月 日までに別添同意
書を提出いただきますようお願いします。

記

1 変更理由

繁茂竹林整備事業実施要領の第3に規定する事業完了後のフォローアップ
を実施するため。

2 変更内容

（1）協定期間の カ年の延長（第2条関連）

年 月 日までを 年 月 日まで延長する。

（2）事業完了後のフォローアップの実施（第4条関連）

（3）フォローアップ完了後の再生竹除去等、森林所有者（乙）による協定期間
中の施行地の適切な管理（第7条関連）

別記第2号様式付

第 号
年 月 日

山口県知事 様

(協定関係者) 印

繁茂竹林整備事業の実施に関する協定書の一部変更への同意について

このことについて、 年 月 日付け第 号で協議のあった協定書の一部変更に同意します。

記

1 変更理由

繁茂竹林整備事業実施要領の第3に規定する事業完了後のフォローアップを実施するため。

2 変更内容

(1) 協定期間の3カ年の延長(第2条関連)

年 月 日までを 年 月 日まで延長する。

(2) 事業完了後のフォローアップの実施(第4条関連)

(3) フォローアップ完了後の再生竹除去等、森林所有者(乙)による協定期間中の施行地の適切な管理(第7条関連)

別記第3号様式(第7関係)

年 月 日

山口県〇〇農林（水産）事務所長 様

受託者
住所又は所在地
法人名・団体名
氏 名

再委託承認申請書

年 月 日付けで契約を締結した下記業務について、業務の一部
を下記のとおり再委託の承認を申請します。

記

- 1 業務名称
- 2 業務場所
- 3 再委託の業務内容
- 4 再委託の相手方
 - (1) 住所又は所在地
 - (2) 商号又は名称
 - (3) 代表者職氏名
 - (4) 再委託の業務責任者
- 5 再委託の予定金額
- 6 再委託の必要性及び相手方の選定理由
- 7 再委託期間
年 月 日から 年 月 日まで
- 8 再委託先の社会保険等への加入状況

区 分	従業員数	加入者数	適用除外者数	加入率(%)	備 考
労災保険					
雇用・健康保険等					
年金・退職金制度等					

注：理由は具体的に記入すること。

別記第4号様式（第7関係）

第 年 月 日 号

受託者

様

山口県〇〇農林（水産）事務所長 印

再委託承認書

年 月 日付けで申請のありました再委託については、下記の条件を付して承認します。

記

1 業務名称

2 業務場所

3 再委託の業務内容

4 再委託の相手方

- (1) 住所又は所在地
- (2) 商号又は名称
- (3) 代表者職氏名
- (4) 再委託の業務責任者
- (5) 再委託の予定金額

5 再委託の承認の条件

- (1) 受託者は、再委託の相手方に、この承認に係る契約の履行を第三者に一括して請け負わせてはならない。
- (2) 受託者は、再委託の相手方に本契約に定める義務の履行及び個人情報の取扱い（個人情報取扱特記事項）を遵守させるとともに、本県に対して、再委託先のすべての行為及びその結果についての責任を負うこと。
- (3) 受託者は、再委託の相手方の業務の履行により、本県に損害を与えたときは、受託者が本県に対する賠償の責を負うこと。
- (4) 契約内容のうち、再委託の相手方による業務の履行に係る部分について、適合しない場合があったときは、受託者がその不適合の責任を負い、業務を補正し履行すること。
- (5) 再委託にあっては、受託者は再委託の相手方に対する対価の支払い等について、適正な取り扱いを行うこと。
- (6) 再委託の相手方が、この承認の条件に違反した場合には、この承認を取り消すものとする。この場合において、受託者に損害が生じた場合であっても、本県は一切の賠償の責を負わない。

別記第5号様式（第8関係）

繁茂竹林整備事業業務進捗状況報告書

年 月 日

農林（水産）事務所所長 様

受託者 住 所
氏 名

年 月 20 日現在の進捗状況を下記のとおり報告します。

記

竹林群番号	市町	実施面積 (ha)	委託金額 (円)	工期	進捗率 (%)

別記第 6 号様式（第 8 関係）

年度 繁茂竹林整備事業実施状況報告書

農林（水産）事務所

年 月 日現在

竹林群番号	実施箇所所在地			森林所有者	事前調査業務								伐採（及び植栽）業務								摘 要		
					契約状況等				調査結果概要				契約状況等				進捗状況（％）						
	契約の種別 契約年月日 着工年月日 完成期限日 竣工年月日 竣工検査日	委託業者名 予定価格 契約金額 （変更契約額） (円)	支払い状況		森林の現況			面 積		契約の種別 契約年月日 着工年月日 完成期限日 竣工年月日 竣工検査日	委託業者名 予定価格 契約金額 （変更契約額） (円)	支払い状況		月末	月末	月末	月末	月末	月末				
																				支払 年月日		金 額	竹 種
			市町		大字	字																	
－	－			外 名																			
－	－			外 名																			
－	－			外 名																			
－	－			外 名																			
－	－			外 名																			
－	－			外 名																			
－	－			外 名																			
－	－			外 名																			
合 計																							

- 〈記載要領〉
- 1 本様式は、第 8 の実施状況報告に使用する。
 - 2 新たな竹林群で事業を追加実施する場合においては、本様式に追加し報告するものとする。
 - 3 竹林群番号単位で記載すること。竹林群番号は（市町）－（実施年度「 」）－（一連番号）とする。
 - 4 備考欄には、入札結果（応札者数/選定事業者数）を記載するとともに、植栽を行う場合は、樹種及び面積を記載する。

別記第 7 号様式（第 9 関係）

期 間 延 伸 協 議 書

業務名	
竹林群番号	
業務場所	
完了予定期日	
変更完了予定期日	
延 伸 の 理 由	

< 添付書類 >

- ・ 図面（位置図・平面図・その他必要な図面）
- ・ 写真
- ・ 工程表（２段書き）
- ・ その他延伸理由を説明する上で必要な書類

別記第 8 号様式（第 10 関係）

第 号
年 月 日

農林水産部長 様

農林（水産）事務所長

繁茂竹林整備事業実績報告書

年度繁茂竹林整備事業を完了したので、繁茂竹林整備事業実施要領
第 10 の規定に基づき下記の書類を添えて報告します。

記

- 1 事業実績内訳表 （別紙 1）
- 2 事業実施状況報告書（別記第 6 号様式）

別記第8号様式（別紙1）（第10関係）

事業実績内訳表

竹林群番号	協定者氏名	整備面積（ha）		施行種別	工 期	受託者	委託料の額（円）	完 了 年月日	委託料支 払年月日
		施行効果 面積	施行面積						
	外 名								
	外 名								
	外 名								
	外 名								
	外 名								
	外 名								
	外 名								
事前調査 計				事前調査	-	-		-	-
伐採 計				伐採	-	-		-	-
植栽 計				植栽	-	-		-	-
再生竹 計				再生竹	-	-		-	-
フォローアップ 計				フォローアップ					
合 計		-	-	-	-	-		-	-

（記載注意） 1 「施行種別」は、「事前調査」「伐採」「植栽」「再生竹」「フォローアップ」とする。

2 合併施行の場合の「工期」、「受託者」、「委託料の額」、「完了年月日」、「委託料支払年月日」は、一括して記載する。

繁茂竹林整備事業 竹林整備台帳

別記第9号様式（第11関係）

台帳番号

市町名		竹林群番号		施行地				
協 定 関 連 事 項	協定者数	名	協定期間	(当初)	整備区域及び保全対象等の概況			
				(更新)				
	協定者 氏名		森林の所在					
	外 名		〇〇市(町) 大字〇〇 字〇〇 外					
	(内訳は裏面に記載)		(内訳は裏面に記載)					
整 備 履 歴	年度	施行種別	工期	受託者	施行効果面積	設計方法	委託料の額	合併番号
		事前調査						
		竹林伐採〔全伐〕						
		植栽			()			
		再生竹除去1						
		再生竹除去2						
		再生竹除去3						
		フォローアップ1						
		フォローアップ2						
		フォローアップ3						
転 用 状 況	年度	協定者 氏名	転用者 氏名	転用者 住所	転用面積	転用理由	経費返還の有無	返還金額

- (記載注意)
- 「植栽」の施行効果面積欄には、施行面積を()書きする。
 - 本台帳は、内容変更に伴い更新すること。
 - 「設計方法」は、単独又は合併別に記載するとともに、合併した施行箇所との関係を明らかにするため、裏面の「合併施行地調書」を作成する。
 - 合併施行の場合は合併施行箇所毎に「合併番号」を付すこととし、その記載方法は次のとおりとする。
 繁茂竹林伐採業務：「繁茂一年度一連番号」、植栽業務：「植栽一年度一連番号」、事前調査業務：「事前一年度一連番号」、
 再生竹除去業務：「再生一年度一連番号」、フォローアップ業務：「フォロー一年度一連番号」

(保管書類) 台帳には、協定書、位置図（1/25,000～1/50,000、1/5,000）、実測図、測量野帳、写真（施行前・施行後）を添付して保管すること。

1 協定者一覧表

No	協定者氏名	森林の所在
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
13		
14		
15		
16		

2 合併施行調書

2-1 事前調査業務

合併番号	竹林番号	施行地	面積 (ha)
計			

2-2 竹林伐採業務

合併番号	竹林番号	施行地	面積 (ha)
計			

2-3 植栽業務

合併番号	竹林番号	施行地	面積 (ha)	樹種	植栽本数
計					

2-4 再生竹除去業務 1

合併番号	竹林番号	施行地	面積 (ha)
計			

2-5 再生竹除去業務 2

合併番号	竹林番号	施行地	面積 (ha)
計			

2-6 再生竹除去業務 3

合併番号	竹林番号	施行地	面積 (ha)
計			

2-7 フォローアップ業務 1

合併番号	竹林番号	施行地	面積 (ha)
計			

2-7 フォローアップ業務 2

合併番号	竹林番号	施行地	面積 (ha)
計			

2-7 フォローアップ業務 3

合併番号	竹林番号	施行地	面積 (ha)
計			

年度 繁茂竹林整備事業 施行地一覧表

農林(水産)事務所

整理 番号	台帳 番号	竹林群番号	森 林 所 在 地			施行効果 面積(ha)	実面積 (ha)	施行区分
			市	大 字	字			
		- -						
		- -						
		- -						
		- -						
		- -						
		- -						
		- -						
		- -						
		- -						
		- -						
		- -						
		- -						
		- -						
		- -						
		- -						
		- -						
		- -						
		- -						

- (記載要領)
- 1 本様式は、所長から農林水産部長へ送付する際に使用する。
 - 2 竹林群番号は、(市町)－(実施年度「 」)－(一連番号)とする。
 - 3 「施行効果面積」とは、竹の地下茎の伸長が想定される区域であって、以下の式により算定し、3倍を上限とする。
※ 施行効果面積＝実面積の総延長(水平距離)×4m/年(地下茎の伸長距離)×9年(協定期間)

別記第 11 号様式 (第 12 関係)

轉用屈

年 月 日

山口県知事 様

住所名

年 月 日付けで締結した協定について、協定書第7条の規定により、下記のとおり森林以外へ転用したいので届け出ます。

記

1 対象森林及び転用面積

所在地	竹林群番号	転用面積 (ha)

2 転用の理由

(注) 自筆署名とする。

別記第 12 号様式 (第 12 関係)

轉用届受理書

年 月 日

(森林所有者) 様

山口県知事

印

年 月 日付けで届け出のあったことについて、森林以外への転用を認め、受理書を交付します。

記

1 対象森林及び転用面積

所在地	竹林群番号	転用面積 (ha)

2 その他

整備に要した費用は請求しない。

別記第 13 号様式（第 12 関係）

承 継 届

年 月 日

山口県知事 様

承継人 住 所
氏 名

年 月 日付けで締結した協定について、協定書第 10 条の規定により、下記のとおり対象森林を継承したいので届け出ます。

記

所在地		
林小班		
被 承 継 人	住 所	
	氏 名	
承継の理由		

（注） 自筆署名とする。

轉 用 報 告 書

農林水産部長 様

農林（水産）事務所長

繁茂竹林整備事業協定者から転用届の提出があり、内容を審査した結果、下記のとおり森林外への転用を認めましたので報告します。

繁茂竹林整備事業協定者から転用届の提出があり、内容を審査した結果、下記のとおり経費の返還手続きを行いましたので報告します。

繁茂竹林整備事業実施箇所において無届の転用を発見し、協定者から意見を聴取した結果、下記のとおり経費の返還手続きを行いましたので報告します。

1 森林外への転用内容

竹林群 番号	協 定 内 容		施行面積 (ha)	転用面積 (ha)	転用理由
	森林の所在	協定者			

2 返還金額 金 円 (算出根拠)
(転用面積／施行面積×委託料の額)